２０２７年度職員採用試験実施要項

社会福祉法人町田市社会福祉協議会では、職員の採用候補者を決定するために、次により採用試験を実施します。

１　職種・募集人員・受験資格

職種	募集人員
１　学童保育指導員 （採用後、本会が運営する学童保育クラブのいずれかに配属されます。）	若干名
資格条件等	
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第十条第三項の各号いずれかに該当する方（詳細は５ページ参照） 【該当例】 １　いずれかの資格・免許状を有する方 保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、放課後児童支援員認定資格 ２　大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方 ３　高等学校卒業者等であり、かつ２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した方	

※資格、免許については、２０２７年３月末までに取得見込可とします。

※次のいずれかに該当する方は、受験できません。

（１）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（２）日本国憲法、又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

２　受験手続き

（１）申込書及び受験票について

所定の申込書と受験票に必要事項を記載し写真を貼付の上、返信用長３形封筒２通（本人宛先を記入し、１１０円切手を貼ること。）とともに郵送してください。

受付日	送付先
２０２６年 １１月１７日(火) ～ １１月３０日(月)必着	〒194-0013　町田市原町田４－９－８ 町田市民フォーラム４階 町田市社会福祉協議会 職員採用担当宛

※所定の申込書と受験票は、本会ホームページからダウンロードできます。

３　第一次試験

（１）方法及び内容

書類選考（提出書類による選考）

（２）第一次試験の発表

１２月４日までに書面を発送します。

４　第二次試験

（１）日時及び会場

試験日	集合時間	会　場
２０２６年１２月１１日(金)	午前８時４５分	町田市社会福祉協議会 町田市原町田４－９－８ 町田市民フォーラム４階

（２）方法及び内容

試験科目	試験の内容
教養試験	社会、人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する一般知能について 60 分
小論文	課題について１時間 20 分

（３）第二次試験の発表

試験日から１０日以内に申込書記載のメールアドレスに送信します。

（４）留意事項

①建物の正面入り口は、８時３０分に開錠となります。それ以前は中に入れません。

②遅刻者は、入室できません。

③当日、受験できないときは、電話(042-722-4898)でその旨お知らせください。

５　第三次試験

第二次試験合格者に対して、下記により行います。

（１）日時及び会場

２０２６年１２月２３日(水)（予定)。なお、時間、会場は第二次試験合格通知とあわせてお知らせします。

（２）試験内容

集団討論または面接、適性試験(予定)

（３）第三次試験の発表

試験日から７日以内に申込書記載のメールアドレスに送信します。

６　第四次試験

第三次試験合格者に対して、下記により行います。

（１）日時及び会場

２０２７年１月１４日(木)（予定)。なお、時間、会場は第三次試験合格通知とあわせてお知らせします。

（２）試験内容

個別面接試験

（３）第四次試験時の提出書類

①最終学校の卒業証明書（採用時提出可）

②資格条件を示すもののコピー（採用時提出可）

７　最終合格者の発表

第四次試験から７日以内に書面を発送します。

８　採用の方法及び時期

（１）合格者は２０２７年４月１日以降採用となります。採用日については相談に応じます。

（２）合格次点者は、採用候補者名簿に登載し、欠員状況等により順次採用する場合があります。

（３）採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿確定後１年です。また採用候補者は、１年以内の採用を確約するものではありません。

９　待遇

（１）給与

町田市社会福祉協議会給与・旅費規程に基づき、次のとおり支給します。

月額　257,172 円（大卒、給料及び地域手当）

※給与として給料、地域手当(給料＋扶養手当月額の 16%)、扶養手当(3,000～9,000 円)、住居手当（0～30,000 円)、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当・勤勉手当（年 4.9 月）等を支給します。（２０２６年１１月１日現在）

※前職歴のある方に対しては、本会の定めにより、その内容に応じて職歴加算される場合があります。(上限あり)

（２）勤務時間

勤務時間は、月曜日から土曜日まで午前７時４５分から午後７時００分までのうち、休憩時間を除いた１日７時間４５分、１週間３８時間４５分勤務です。

（３）休暇

町田市社会福祉協議会職員就業規程に基づき、年次有給休暇（最大年２０日)、夏季休暇、慶弔休暇等があります。

（４）社会保険

雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金に加入します。その他、中小企業退職金共済、町田市勤労者福祉サービスセンターに加入します。

（５）その他

採用の日から６箇月を試用期間とします。

１０　留意事項

（１）こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科がないことを採用条件の一つとします。採用選考時に誓約書等による確認を行うとともに、採用後は法令に基づ

く犯罪事実確認を実施します。
（２）試験申し込みの際、記載事項や必要書類に不備がある場合はお返しすることになりますが、このために生じた申し込みの遅延については、責任を負いませんので、申し込み手続きは十分に注意してください。
（３）受験のために提出された書類は一切返却しません。
（４）試験実施にかかり取得した個人情報は適切に管理・保管し、採用試験以外の目的には利用しません。
（５）提出書類の内容に変更が生じたときは、直ちに連絡をお願いします。
（６）試験結果に関する問い合わせには、一切お答えしません。
（７）採用試験に関連する活動（面接、見学、実習、職員訪問等）において、本会職員が性的な言動により受験者等の活動を阻害することを禁止しています。違反した職員には厳正に対処します。
（８）本会職員が、私的な連絡や個別の食事の誘いなどを行うことはありません。そのような言動があった場合は、下記の相談窓口にご連絡ください。
（９）相談したことを理由に、選考上その他の不利益な取扱いをすることはありません。相談内容は、プライバシーに配慮して取り扱います。

１１　相談窓口、問い合わせ先

社会福祉法人町田市社会福祉協議会　法人総務課総務係
東京都町田市原町田４－９－８　町田市民フォーラム４階
電話　０４２－７２２－４８９８（代表）
ＨＰ　https://machida-shakyo.or.jp/
＜案内図＞



【資格条件】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第十条第三項より

3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

一　保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者

二　社会福祉士の資格を有する者

三　学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四　教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条に規定する免許状を有する者

五　学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

六　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九　高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

十　五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの